

## 「第283回判例・事例研究会」

日 時	平成31年1月16日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野坂真理子

### 【判例】

事件の表示	事 件 名  検証物提示命令に対する即時抗告事件 事 件 No.  平成27年（ラ）第161号 管轄裁判所  仙台高等裁判所 判 決 日  平成28年4月20日
事案の概要	受刑者の診療にかかる診療録等への検証物提示命令に対する提出義務が争われた事案
判 旨	1  検証物提示義務の範囲について 検証物提示義務の範囲については、民訴法232条1項において、文書提出義務の範囲を規定した同法220条を準用していない。しかし、同法232条2項において、正当な理由があるときは上記義務を免れることができるものとされていること、そして、文書を対象に検証を行う場合には、その所持者の立場からすれば、書証の取調べを行う場合と実質的に異なることを考慮すると、文書の所持者が負う検証物提示義務の範囲は、文書提出義務の範囲を類推して確定すべきであり、文書の所持者は、文書提出義務を負わない文書については、検証物提示義務を負わないと解するのが相当である。

2 本件氏名等部分に係る検証物提示義務について  
(1)本件提示命令の対象とされているのはいずれも公文書である。公文書については、民訴法 220 条 4 号ロにより、「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」と規定し、これに該当する文書の所持者はその提出を拒むことができるとされているところ、「公務員の職務上の秘密」とは、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものと認められるものをいうと解すべきであり、また、「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」というためには、当該文書の記載内容からみて、そのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解すべきである（最高裁判所平成 17 年 10 月 14 日第三小法廷決定・民集 59 卷 8 号 2265 頁）。